

発行責任者：長崎市介護支援専門員連絡協議会事務局

事務局住所：〒850-0951 長崎市国分町 8 番 29 号 ショートステイ女神乃里 内

TEL：095-878-2011 FAX：095-878-2021 E-mail：megaminosato1@ngs2.cncm.ne.jp



～目次～

- P1 中央ブロック 副ブロック長 挨拶
- P2・3 特集1 短期集中事業
- P4・5 特集2 日常生活自立支援事業
- P6 ケアマネかわら版
- P7 トピックス・編集後記
- P8 広告

長崎市介護支援専門員連絡協議会 中央ブロック 副ブロック長 水頭正樹

『長崎市推奨：居宅ケアプランの基本的な考え方と書き方（仮）』の制作

こんにちは中央副ブロック長の水頭正樹です。

皆様もご承知のように、今年度の市協活動の目玉の1つとして『長崎市推奨：居宅ケアプランの基本的な考え方と書き方※以下マニュアルとします』があります。今回は、このプロジェクトメンバーの1人として、今後の予定やその内容などについてお伝えさせていただきます。

まず、このマニュアルの大きな特徴は『長崎市推奨』となることです。

この意味は私たちケアマネジャーにとって大きいもので具体的には、長崎市のケアプランに対する指導要綱と、私たちが作成するケアプランとが見える形での共通認識を持つことができるようになります。

結果、「人によって指導方法が違う」「後輩にどのように指導したら良いか自信がない」といったケアマネの悩みを解決できることに繋がることは間違いありません。

そして、このマニュアルの中身はというと1～3票を運営基準や法令を根拠として記載するように作られています。『介護の未来』阿部充宏先生のご指導のもと、プロジェクトメンバーも多くの気付きや学びを得ながら、そして長崎市独自のスパイスも入れつつ制作中です。

文章にするとサラッとした感じになってしまいましたが、保険者とケアマネとでこのような取り組みをやっている事は稀なことだと思います。

なぜ、このようなプロジェクトが成立したのか？その要因として、長崎市介護支援専門員連絡協議会として培ってきた歴史とノウハウがあること、阿部充宏先生のお力添えがあること等様々な要因があると思います。ですが、何より会員の皆様の日々の活動が、利用者や家族、そして長崎市からの信頼を得ていることがこのプロジェクトの根幹にあることは間違いありません。

最後になりましたが、このマニュアルは来年3月に長崎市が主催、長崎市介護支援専門員連絡協議会が後援というかたちでケアマネジャーの皆様にお披露目する予定です。 乞うご期待！

要支援1・要支援2・事業対象者の



利用料金は^{☆☆}無料!!!

介護予防・自立支援に^{☆☆}!!!

短期集中型訪問サービス事業 短期集中型通所サービス事業

栄養面、口腔機能、運動機能の低下の恐れがある方を対象に、保健・医療の専門職が、短期間で集中的な訪問を実施しています。また、初めて通所型サービスを利用する方を対象にした短期集中的な通所によるサービスを行います。従来相当サービス導入前にまずは利用をご検討下さい!!!

^{☆☆}専門職の個別指導

短期集中型訪問サービス事業

食欲がない、体重が減った…

栄養改善指導

栄養士が自宅へ訪問し、食生活の改善など、個別的な支援を行います。低栄養等状態の改善や、栄養バランスのとれた食生活にすることで、身体及び・生活機能の維持向上を図ります。

【利用回数】
3回（月に1回程度の訪問で最長6ヶ月）

【時間】 1時間程度



歯科受診に繋がらない…

口腔改善指導

歯科衛生士が自宅へ訪問し、適切な歯磨きの方法のほか、摂食・嚥下機能の向上を図ります。低栄養の予防、誤嚥・窒息を予防することで、楽しい食生活を支援します。

【利用回数】
2回（月に1回程度の訪問で最長6ヶ月）

【時間】 1時間程度



通いのリハビリ、その前に…

リハビリテーション専門職指導

理学療法士や作業療法士が自宅へ訪問し、運動及び認知機能の維持・向上を図ります。また、早期に個別相談や医療機関に繋げることで、閉じこもり防止や、うつ症状の重症化防止に努めます。

【利用回数】
3～6ヶ月（最大6回）

【時間】 1時間程度



^{☆☆}個別指導+^{☆☆}集団指導

短期集中型通所サービス事業

コロナ禍で体力が低下した、運動や人と交流する機会が減った、充実感が無い…

簡易な援助を必要とする高齢者が、運動及び認知機能向上の複合プログラムを実施し、効果的に心身機能・認知機能の維持・向上を図ります。また、年に2回体力測定等を実施し心身機能の評価を行います。

【プログラム】 運動機能向上：ストレッチ、バランス運動、筋力向上運動など
リハビリ専門職の指導による個別プログラムの実施
認知機能向上：レクリエーション療法、学習療法
自宅での日常動作等についての助言
その他：高齢者サロンや各種教室などの地域の情報提供

【利用回数】 24回（3～6か月） **【時間】** 1時間30分～2時間

送迎あり!!!



サービス利用状況について

短期集中型訪問サービス事業	R3 利用者数	こんな方が利用しています!
栄養改善指導	5人	食材の選び方、食事で心がけること（減塩、野菜やたんばく質の摂取など）の再確認が必要な方
口腔改善指導	3人	歯科受診に繋がっていない方、体重減少が見受けられる方
リハビリテーション専門職指導	14人	日中ほぼ一人で閉じこもり傾向、通所型に移行予定の方、通所型を利用しているが休みがちの方
短期集中型通所サービス事業	287人	家族以外と交流がない方、コロナ禍での自粛によるフレイル傾向の方、抑うつ傾向の方

短期集中型訪問サービス事業

サービス利用による効果

低体重者。なかなか体重が増えない…。→「食材の選び方などを学び、体重が2kg増加！」



上顎に歯がなく、義歯も使用していない。歯科受診し義歯を新しく作るように説明。

→「(数年歯科受診に繋がらなかった方の意識がかわり) 歯科受診につながった！」

閉じこもり傾向の方。リハビリが必要だが、なかなかつながらない・・・。



「自宅に来てもらえるのがよかった！次回まで教えてもらった運動を頑張りたい！」

→「リハビリ専門職から指導を受けたことで、通所型サービスに繋がった！」

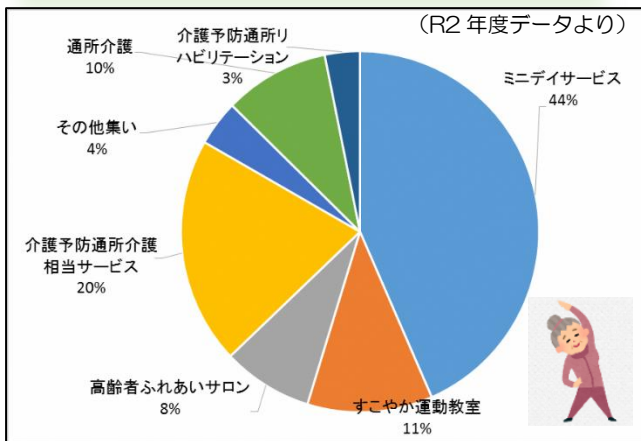
「環境整備や用具の工夫などで、これまでできないと思っていたことができるようになった！」

訪問指導は、家庭での事情を考慮した実現可能な対策を指導してもらうため、利用してよかったとの声が聞かれています。(実際に自宅にある歯ブラシを活用したり、近くのスーパーに食材選びに行くこともあります。)

短期集中型通所サービス事業

『身体』だけでなく『心』も改善傾向！

事業修了者その後の利用サービス (n=221人)



【もともと人見知り・・・

高齢者ふれあいサロンに誘うも本人拒否的。】



「短期集中型通所サービス事業で対人に慣れ、以前は誘っても断っていた高齢者ふれあいサロンへ通うことができるようになった！」

【うつ傾向の方。家族以外との関わりなし。】



「他者と話す機会を持つことができ、気分の落ち込みなく過ごせている。6カ月で体力もつき、浜の町まで歩くことができた！」

年に2回実施している体力測定や基本チェックリストの結果からも、心身共に改善傾向がみられています。利用者に応じた日常生活における具体的な目標をたて、運動の継続による心身機能の維持・向上を図るほか、本事業終了後はインフォーマルを含め様々なサービスにつながることで利用者の社会生活が広がっています。

サービス利用までの流れについて

ケアマネジメント A



短期集中型訪問・通所サービス事業 共通

総合事務所へ利用申請をします。

- 【必要書類】
- ①地域支援事業利用申請書
 - ②要生活支援者台帳
 - ③基本チェックリスト
 - ④利用者基本情報・介護予防サービス支援計画もしくは原案(写)
 - ⑤介護予防事業に関する情報提供書(事業対象者のみ)
→かかりつけ医へ依頼(費用負担はありません)

国保連合会への請求は不要です(本人負担はありません)

利用決定後、総合事務所より包括と本人へ連絡します。



短期集中型訪問サービス事業

初回は専門職と同行訪問を行います。



短期集中型通所サービス事業

利用期間中に、地域の多様なサービスのうち、サービス利用終了後に利用できるサービスを紹介しします。利用期間中に体力や認知能力の測定で評価を行い、終了後はその方に合ったサービス(従前相当サービス、緩和されたサービス、住民主体の集いの場、その他民間のサービス等)をケアプランに導入して介護予防に取り組みます。

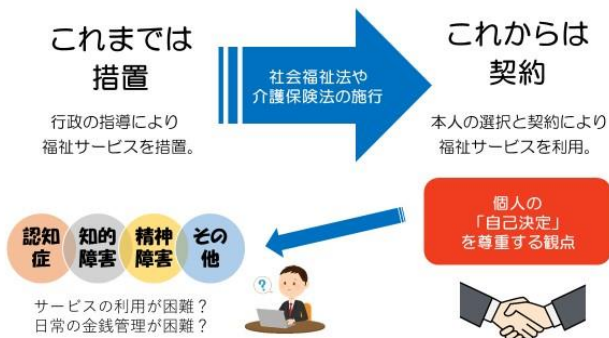
高齢者の自立支援・生活の質の向上を目指し、利用者さまと一緒に本事業の利用をご検討ください！！



日常生活自立支援事業 ～あなたの暮らしの安心をお手伝い～



制度創設の背景について



そこで・・・

平成11年10月

地域福祉権利擁護事業

として誕生。



判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行っている。



名称の変更について



事業の目的は？

認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能力に課題のある方の権利を守り、安心した地域生活が送れるよう金銭管理を通じて福祉サービスの利用援助を行うもの。



全国の事業利用者の実施状況



事業の実施状況

	全国 契約数	割合	長崎市 契約数 ※R4.4現在	割合
認知症高齢者	22,892名	41.1%	15名	11.2%
知的障害者	13,579名	24.4%	38名	28.4%
精神障害者	16,193名	29.1%	72名	53.7%
その他	3,053名	5.5%	9名	6.7%
全体	55,717名	—	134名	—

令和元年度現在

事業の対象者はどんな方？



認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など判断能力に課題があるものの、ある程度の契約内容を理解できる方。
具体的には次の2つの要件を満たす方。

その1 判断能力が 不十分な人

日常生活上の必要なサービスを利用する情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人。

注：認知症の診断、各種障害手帳未所持可。入院・入所の方も対象。

その2 契約能力の ある人

本事業の契約の内容について判断できる能力を有していると認められる人

注：本事業の契約の内容について判断し得る能力は「契約締結ガイドライン」に基づいて判断。

具体的なサービス内容とは？

定期的な訪問による生活の見守りと併せて、次のようなサービスを実施。

その1 福祉サービスの利用 のための支援



・既存の制度につなげるために同行したり、引き続きサービスが利用できるように支払いを手伝う。

その2 日常の金銭管理の お手伝い



・本人と一緒に、または本人変わり銀行に行きお金を降ろしたり、光熱費等の支払いを手伝う。

その3 通帳等の貴重品の 預かり



・通帳や印鑑、実印、年金証書等重要な書類を預かることもできる。
※宝石や高価なものは対象外

※ 書類等の預かりサービスのみの利用は想定していない

具体的支援の仕組み

本事業での援助は、本人と社会福祉協議会が利用契約を結び行う。具体的な援助は、社会福祉協議会が雇用する「専門員」と「生活支援員」が行う。

専門員



- 初期相談
- 支援計画の策定
- 契約締結能力の確認
- 契約締結業務
- 定期的な訪問調査
- 関係機関調整

その他、支援日以外の普段の様々な相談や、生活支援員への指導、助言、相談等。

生活支援員



専門員の定められた支援計画に基づき、定期的あるいは本人から依頼のあった際に実際に援助を行う。



支援の流れ



相談は本人ではなくほとんどが関係機関からであり、本人の意思を確認してからの初期相談へとなる。また、終結のほとんどが死亡となっている。



利用料金がかかります

● 契約に基づいて行われる生活支援員による援助については、利用料金と交通費相当額（往復分）がかかる。

1回1,200円



公共交通機関の
実費相当額



※生活保護受給者については、公費負担のため無料。

成年後見制度と 日常生活自立支援事業との使い分け

成年後見制度

メリット

- ・判断能力がなくても使える
- ・財産管理ができる
- ・契約や取り消しができる



デメリット

- ・誰が選ばれるか分からない
- ・福祉に理解がある人か心配
- ・残存能力が生かされづらい



日常生活自立支援事業

メリット

- ・本人以外でも申し込める
- ・福祉の専門職が支援する
- ・本人の意向を最大限尊重できる
- ・支援の頻度が高く費用が安価



デメリット

- ・判断力がない方は対象外
- ・法的権限をほとんど持たない



【問い合わせ先】TEL:095-828-0162

長崎市社会福祉協議会 福祉あんしんセンターながさき
〒850-0056 長崎市恵美須町4番5号 NBC3rdビル3階

ケアマネかわら版

「施設ケアマネ頑張ろう」 ペンネーム ぶん太郎(男)の母

居宅から施設に異動して三年が過ぎた。地域を走り回っていた時と違い、施設の中で籠の鳥状態。パソコンのソフトが違う、勝手が違う、尋ねようにもケアマネは一人だけ。さぞやストレスがマックス状態だろうと思いきや、一年に一度実施されるストレスチェックは「今のところあなたに気になるストレスは無いようです」との結果。どこまでもしぶとい自分と認めながら、毎月 30 件以上の担当者会議とプランの作成、それでも楽しいと感じるのは、身近に入所者がいてその変化を目の当たりにできるから。最近、海外ドラマを良く見る。あるドラマの最終回で次のようなセリフがあった。新人医師がベテランの医師に問う。

新人:「グッドドクターとは？」 ベテラン:「常に自問自答する者、それを続ける医師」と答えた。

新人医師もその答えに納得してドラマは終わる。

「常に自問自答する」この言葉はケアマネにも通じるものだと感じた。

施設ケアマネの皆さん、頑張りましょうね!!

『新幹線開業!』

ペンネーム:マロン

9月23日に西九州新幹線が開業しました。

それにあわせて長崎駅周辺も再開発が進んでいて驚くほどの変貌ぶりです。私はこんな機会はないと思い、9月22日の特急かもめの最終便の出迎えに行きました。駅のホームは思っていたよりも人が少ないな、と思っていたら最終便から大勢の鉄道ファンと思われる人たちが降りてきて一気に人があふれかえりました。翌日の新幹線の始発便も見たいと思っていましたが、前日の最終便を見に行った影響で案の定寝坊してしまい始発便を見るのは間に合わず。開業の日はお祭りムードで多くの人が駅周辺に集まっていました。ブルーインパルス of 展示飛行もあり長崎市内の交通渋滞がものすごいことに。こんなに渋滞しているのは初めてでした。当日はあいにくの雨模様でしたが、美しい飛行を見ることができ感激でした。大混雑で大変でしたが滅多にない経験で充実の1日になりました。

「台風とオヤジ」

ペンネーム ピンクレディー 大好き子

令和4年9月台風14号が日本を横断。幸い長崎は、他県に比べ被害も少なく。

そんな中、私の父は大変臆病で台風や大雨洪水警報等となれば、そわそわ、バタバタ!

この台風の時も、私の車は、カバーと毛布と幾重もの紐でぐるぐる巻きに。雨戸にも頑丈すぎる程、

抑え板に釘を打ち込むため、元に戻す時はこれまた大変! 私のじいちゃんもそう。そして従甥もそう。

災害となると人一倍臆病を発揮する血筋。良いのか、悪いのか……。

令和2年の台風10号の時は、初めて家族で避難所に避難をしたが、あふれんばかりの避難者に対してベッドは1台、椅子は不足、足の悪い高齢者は横になることもできない。

高齢の両親もストレス満載で「二度と避難所にはいかない!」と。

台風県長崎、私達ケアマネジャーが、避難所の体制にどんな支援・協力ができるのかわからないが、高齢者や障害者に優しい避難所へ少しずつでも変化していったほしいと願っている。

文責 松尾 智香子

最近、よくヤングケアラーという言葉が耳にされると思います。

病気や障害がある大人に代わり、家事や幼い兄弟を含む家族の世話をしている18歳以下の子どものことです。長崎県の調査でヤングケアラーである可能性のある子どもが304人いることが分かりました。

小学校68人、中学校80人、高校154人、特別支援学校2人です。

学業や進路の影響だけでなく、同世代からの孤立を招くと危惧されています。

そんな中で9月20日、介護保険最新情報VOL1101が更新されました。ヤングケアラーの支援に向けた取り組みの御協力について(依頼)の内容です。同居家族がいる場合の訪問介護利用についての配慮や、ヤングケアラーコーディネーターの配置などについても書かれています。介護支援専門員の法定研修カリキュラムやガイドライン等の作成について、ヤングケアラーが介護者の場合におけるアセスメントの留意点について盛り込むことも予定されています。

それから、ヤングケアラー総合相談窓口として一般社団法人『ひとり親家庭福祉会ながさき』に設置されています。

介護支援専門員として必要な機関に繋げ1人でもヤングケアラーが減るように努めたいと思います。



～事務局だより～

事務局の石田です。

電話・書類関係で関わる機会もあると思います。

どうぞ よろしくお願い致します。

(☺>◡<☺)。☆♡

(女神乃里 石田 清夏)

～編集後記～

(文責：山口 美穂)

いつも「広報誌ケアマネちゃんぽん」をお読み頂きありがとうございます。

今回の内容は長崎版ケアプラン作成、短期集中型サービス、日常生活自立支援事業について、掲載致しました。

日頃、我々ケアマネジャーが悩んでいる事の解決のヒントとなるかもしれません。

今回の特集がケアマネジャー皆さんの参考になれば嬉しいです。

南部	会長兼ブロック長	大町 由里 (さゆり会ケアマネジメントセンター女神)	(広報委員長) 松尾 智香子 (長崎記念病院指定居宅介護支援事業所) (広報委員) 八木 一夫 (長崎ダイヤモンドスタッフ在宅介護サービスセンター) 山口 美穂 (居宅介護支援事業所 緑風) 永富 幸美 (長崎市片淵・長崎地域包括支援センター) 溝口 真由美 (長崎市社会福祉協議会) 堺 麻衣子 (居宅介護支援事業所 新里城栄) 笹田 典子 (介護付有料老人ホームサンハイツ富士見)
	副ブロック長	西本 美佳 (長崎市南部地域包括支援センター)	
	副ブロック長	太田 光康 (小規模多機能型居宅介護サンプライト上小島)	
中央	副会長兼ブロック長	松尾 史江 (ケアプランセンターゆめライフ)	
	副ブロック長兼研修委員長	馬場 大輔 (みらい社会福祉士事務所)	
	副ブロック長	水頭 正樹 (居宅介護支援事業所 牧島荘)	
北部	ブロック長	迫 久美子 (ケアサポート春)	
	副ブロック長	水口 綾 (長崎市琴海地域包括支援センター)	
	副ブロック長	和田 公一 (ケアプランセンターいと…結系…)	
	副ブロック長兼書記	田中 秀和 (社会福祉法人 平成会)	
施設	ブロック長	野濱 真悟 (社会福祉法人 致遠会)	
	副ブロック長	松原 尚也 (介護老人保健施設ナーシングケア横尾)	

崎陽合同法律事務所では、
介護・福祉事業者からの顧問契約を
お受けしています。

顧問契約メニュー表

1 事業所の法律相談無料対応

事業所の法律問題に関する相談は、回数制限なく無料でご利用できます。

2 従業員・従業員のご家族の法律相談無料対応

事業所の従業員・従業員のご家族からの法律相談も、お一人年1回まで無料で利用できます。従業員の福利厚生にご活用ください。

3 法律相談等最優先対応

顧問先の法律相談や事件対応は、最優先に対応致します。

4 研修無料対応（年1回）

個人情報保護・身体拘束と記録・リスクマネジメント等の介護・福祉事業に関係する法律問題に関する研修を年1回無料でご利用できます。

5 事件依頼時の顧問割引

事件対応を依頼される場合、着手金から30%割引させていただきます。

顧問契約の料金は、月額3万3000円から（事業所の規模により変わります）となっています。顧問契約に関するご相談は、無料でお受けしていますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

崎陽合同法律事務所

TEL 095-827-3535

FAX 095-823-0616

長崎市賑町5番21号パークサイドトラヤビル401

弁護士（社会福祉士・精神保健福祉士） 伊藤 岳
（長崎県弁護士会所属）

